

多摩市教育委員会 殿

学校名 多摩市立東寺方小学校
校長名 伊 藤 智 子

令和4年度 特別支援教室の教育課程について (届)

このことについて、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けいたします。

記

1 特別支援教室の教育目標

児童の障害に起因する学習上、生活上の困難さや発達の段階に応じて、課題を改善・克服していく能力を培い、児童の在籍学級における集団適応の能力を伸長する。

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 保護者とともに作成した個別指導計画・学校生活支援シートに基づき、児童一人一人の実態に応じた特別な指導を行う。その際、社会的な自立を踏まえ長期的な視点で目標を設定し、適切な指導及び必要な支援の内容等について共有を図る。
- (2) 特別支援教室教員と在籍の学級担任が連携を取り、具体的な指導法や指導内容について共有し、該当児童が在籍学級で安定できる学級運営を図る。
- (3) 臨床発達心理士やスクールカウンセラー等、心理学の専門家と連携し、特別な指導の必要性の有無についての助言や対象児童が抱える困難さに対する専門的な助言を受ける。指導開始前だけでなく在籍学級での状況等についても適宜助言を受ける機会を設け、指導の工夫・改善に努める。
- (4) 特別支援教室の円滑な運営を図るため、特別支援教室専門員と在籍学級担任、特別支援教室教員との連絡・調整が効果的に行われるようにする。また、特別支援教室における指導の記録、在籍学級での児童の行動観察を行い、指導の改善に生かす。

3 指導の重点

- (1) 自立活動については、個別指導計画に基づき、対象となる児童一人一人の実態や困難さに基づいた指導を小集団活動や個別の指導の時間に行い、障害の状態の改善や克服を目的とする。特に、自立活動の内容から、心理的な安定、人間関係の形成、コミュニケーションに重点を置く。
- (2) 特別支援教室での指導を通して、在籍学級等における学習上、生活上の困難さの改善を図り、身に付けたソーシャルスキルを在籍学級で生かすことができることを目指す。

4 その他の配慮事項

- (1) 週当たりの授業時間は8時間単位以内とし、個別の教育課程を作成して指導時間数を明記する。また、在籍学級での専科の授業や週1単位時間の教科等を避けるなどの配慮を行う。
- (2) 特別支援教室における指導開始後の児童の実態を十分に踏まえ、特別支援教室教員及び保護者が個人面談等を通じて、保護者との信頼関係の構築や指導に関する理解・啓発を図る。また、教育センターマネジメントチーム・発達支援室・医療等の関係専門機関や特別支援教育コーディネーターとの連携を十分にとる。
- (3) 特別支援校内委員会または、特別支援コーディネーターに指導状況等の報告を行い、指導内容・方法、指導時間数の見直しを図る。特別支援校内委員会を活用し、指導内容及び週当たりの指導時数の見直しや退室についての検討を適宜行う。